

平成26年度第3回

## 堺市屋外広告物審議会

日時 平成27年3月19日（木）  
午前10時00分

場所 堺市総合福祉会館5階 第3研修室

都市景観室

堺市屋外広告物審議会

日 時 平成27年3月19日(木)

午前10時00分

場 所 堺市総合福祉会館5階第3研修室

○出席委員(12名)

委員	久	隆	浩	委員	藤	田	香			
委員	亀	田	健	二	委員	藤	本	英	子	
委員	横	山	葵	委員	大	塚	通	夫		
委員	河	内	尚	子	委員	川	邊	信	一	
委員	松	本	優	委員	藤	原	正	宏		
委員	田	中	丈	悦	委員	高	木	佳	保	里

○欠席委員(2名)

委員	池	崎	守	委員	堀	居	幸	彦
----	---	---	---	----	---	---	---	---

○案 件

- ・議第1号 許可基準の変更について
- ・議第2号 禁止区域の変更について
- ・議第3号 適用除外となる広告物及びその基準について
- ・その他 大規模屋外広告物について等

(午前10時00分開会)

○司会(室谷) お待たせいたしました。定刻となりましたので、只今より、平成26年度第3回堺市屋外広告物審議会を開催いたします。

私は、本日の司会をさせていただきます都市景観室の室谷と申します。よろしくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにご設定くださいますようお願いいたします。

池崎委員並びに堀居委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されるということでご連絡をいただいております。また、藤田委員におかれましては、あいにくの天気でごさいます、少し遅れる旨のご連絡をいただいておりますので、もう間もなくお越しいただけるものと思います。

また、本日ご出席いただいております委員は定足数に達しておりますので、あわせてご報告申し上げます。

本審議会の会議は公開することになっております。また、会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影・録音等をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

次に、本日の資料の確認でございます。

まず次第、会場配席図、次に審議会委員名簿、その次でございますが、ホッチキスどめの資料になってございます、本日の議事となります「議第1号」から「議第3号」まで、14ページの資料でございます。次に、A4一枚の資料になってございますけれども、左上に「その他」と記載してあります「大規模屋外広告物について」という資料。そして、最後になります、参考資料としまして「説明会における主な意見等について」という資料でございます。

以上となりますが、資料の不足等ございませんでしょうか。

それでは早速でございますが、会長のほうに会議の進行をお願いしたいと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

○久会長 どうもおはようございます。それでは、今日もいろいろご意見賜りたいと思います。それでは、議事を進めさせていただきますが、その前に、本日の会議録の署名委員をお願いしたいと思います。

本日は、亀田委員と河内委員にお願いできたらと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の案件につきまして事務局から説明をいただければと思います。  
よろしく申し上げます。

○都市景観室主査（出井）                    都市景観室の出井でございます。よろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

次第をご覧ください。本日は、案件としまして、議第1号「屋外広告物の許可基準の変更について」、議第2号「屋外広告物の禁止区域の変更について」、議第3号「適用除外となる広告物及びその基準について」を諮問させていただきます。また、関連事項としまして、その他「大規模屋外広告物について」、あわせて1月末に開催しました説明会及びパブリックコメントについて、ご報告させていただきます。

それでは、議第1号「屋外広告物の許可基準の変更」について、ご説明させていただきます。お手元の資料2ページから4ページ及び前のスクリーンをご参照ください。

市域を現在の土地利用に応じ、第1種から第4種の4つの許可区域に区分し、それぞれの許可基準、下線部の変更箇所について説明させていただきます。

まず、住居系用途地域を対象とした第1種許可区域の基準案についてですが、屋上広告は1表示面につき30平方メートル以内、かつ、総面積120平方メートル以内を上限とし、高さを建造物の高さの3分の1以内、かつ、5メートル以内の長さとしております。自立広告物については1表示面につき10平方メートル以内、かつ、総面積20平方メートル以内。地上から最上端までの高さを10メートル以内とし、非自家用広告物及び広告板の高さを4メートル以内としております。

次に、商業系・工業系用途地域を対象とした第2種許可区域の基準案についてです。

屋上広告は1表示面につき40平方メートル以内、かつ、総面積160平方メートル以内を上限とし、高さについては建造物の高さの3分の2以内、かつ、10メートル以内の長さとしております。自立広告物については1表示面につき20平方メートル以内、かつ、総面積40平方メートル以内。地上から最上端までの高さを15メートル以内とし、非自家用広告物及び広告板の高さを4メートル以内としております。

続いて、臨海部の工業専用地域を対象とした第3種許可区域の基準案についてです。

屋上広告物の高さを建造物の高さの3分の2以内、かつ、10メートル以内の長さとしております。

次に、南部丘陵地域の市街化調整区域を対象とした第4種許可区域の基準案についてです。

壁面広告物は取付壁面につき30平方メートル以内、かつ、取付壁面の3分の1以内、取付壁面における掲出数を4個以内としております。屋上広告物については掲出不可とし、自立広告物については第1種許可区域と同様、1表示面につき10平方メートル以内、かつ、総面積20平方メートル以内。地上から最上端までの高さを10メートル以内とし、非自家用広告物及び広告板の高さを4メートル以内としております。

変更理由としましては、土地利用に応じた基準とするため、許可基準が複雑に細分化されていた区域設定を、「住居系用途地域」、「商業・工業系用途地域」、「臨海部の工業専用地域」及び「南部丘陵地域」の4つの区域に区分し、それぞれの区域ごとに許可基準を設定するものです。

次に、広告景観特別地区についてです。お手元の資料では、5ページから6ページになります。

これまで「広告物誘導地区」としてご説明してまいりましたが、「誘導」という言葉が広告物を誘致するようにとらわれてしまう懸念があることから、このたび「広告景観特別地区」に名称を改めようと考えております。

内容としましては、これまでと同様、地域特性を活かした景観形成に向けて、「良好な景観の保全」、「風格のある街並みの形成」または「活力に満ちた賑わいの創出」のために、広告景観特別地区指定制度を創設し、地区特有の許可基準を設けるものです。

次に、百舌鳥古墳群周辺地域の許可基準について、ご説明いたします。

百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区に指定し、当該地区の名称を「広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）」とします。なお、許可基準は住居系用途地域と商業系用途地域とに分けて設定します。

住居系用途地域の許可基準案としましては、壁面広告物は1敷地あたりの表示面積の合計は10平方メートル以内、かつ、取付壁面の3分の1以内とし、地上から最上端までの高さを6メートル以内。屋上広告は掲出不可。自立広告については1表示面につき5平方メートル以内、かつ、総面積10平方メートル以内。地上から最上端までの高さを6メートル以内。これを1敷地あたり2物件以内とします。

次に商業系用途地域の許可基準案についてです。

屋上広告物は同じく掲出不可とし、自立広告については1表示面につき10平方メートル以内、かつ、総面積20平方メートル以内。地上から最上端までの高さを10メートル以内。これを1敷地あたり2物件以内とします。

変更理由としましては、百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区に指定し、歴史資産として普遍的な価値を有する百舌鳥古墳群との調和を図り、当該地域の特性にふさわしいまちなみを形成するため、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制及び市街地と百舌鳥古墳群との一体的な景観形成の観点から、許可基準を定めるものです。

次に、個別基準について説明させていただきます。お手元の資料では、7ページから9ページになります。

まず、電柱を利用する広告物についてですが、突き出して取りつけるものの大きさを、縦2メートル以内から1.2メートル以内に、横0.5メートル以内を0.45メートル以内に。掲出位置については、地上から最下端までの距離を歩道上にあっては2.5メートル以上とするものです。

次に、巻きつけて取りつけるものについてです。

掲出位置は、地上から最下端までの距離を1.9メートル以上から1.2メートル以上に。掲出個数については、交通管理者との協議に応じて柔軟に取り扱うことができるよう、「新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない」と、ただし書きを追加するものです。

続いて、バス停留所標識を利用する広告物についてです。

広告物の大きさとして、縦の長さを0.45メートルから0.6メートル以内に。また、掲出位置としての地上から最下端までの距離の基準を廃止します。

次に、バス停留所上屋を利用する広告物についてです。

大きさは、1表示面2平方メートル以内。ただし、バス停留所名等の表示は除きます。掲出位置は上屋の幅及び高さの範囲内とし、上屋壁面のうち、車道から上屋に対して正面の車道側及び左側の壁面以外であることとします。色彩等については、動光、点滅照明、ネオンサイン、その他、これに類するものは使用しないこととします。掲出個数は、上屋1基当たり2面以内であること。ただし、運転者に訴求するものとならない場合は、4面以内とすることができるものとします。

続いて、消火栓標識を利用する広告物についてです。

表示面積の大きさは縦0.4メートル以内、横0.8メートル以内。掲出位置に

については、地上から広告物の最下端までの距離を4.5メートル以上。ただし、歩道上の場合は2.5メートル以上とします。

個別の許可基準の変更理由としましては、近年の多様化する広告物に対応するため、新たな個別基準を設定するものです。

以上が、議第1号「屋外広告物の許可基準の変更」についての説明です。

次に、議第2号「屋外広告物の禁止区域の変更」について説明させていただきます。お手元の資料では、10ページから12ページになります。

非自家用広告物の掲出を禁止する区域（沿道禁止区域）についてです。

沿道禁止区域は、①から⑧の路線の道路端から両側100メートル未満の区域に加え、⑨の阪和自動車道、府道堺かつらぎ線、府道泉大津美原線の3つの道路に囲まれた区域とします。図でお示しすると、お手元の資料では12ページになります。

変更理由としましては、現在の社会環境に応じた基準とするため、野立て広告などの非自家用広告物を禁止する区域（沿道禁止区域）として、土地利用状況や市街化の状況に合わせた道路の指定とともに、これまでの不均一な区域から道路端より両側100メートル幅に統一するなど、わかりやすい区域設定に見直すものです。

次に、議第3号「適用除外となる広告物及びその基準」について説明させていただきます。お手元の資料では、14ページになります。

公共的取組に寄与する広告物（スポンサー付きバナー広告）についてです。

掲出要件としましては、広告料を公共的取組に係る費用へ充当する旨を記載し、周辺の景観に調和した色彩、デザイン等に配慮する。また、賛助会員などのスポンサー表示の面積はバナー全体の面積の4分の1以内、かつ、0.5平方メートル以内とし、突き出し幅は0.8メートル以内。地上から最下端までの距離は、車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上とします。なお、掲出の対象者としてしましては、公共団体、自治会、商店街振興組合、NPO法人など。対象地は、道路または当該道路に接続する公共団体の所有地及び管理地とし、市長との協議が整ったものとします。

変更理由としましては、まちの活性化や賑わいの創出及び公共の負担軽減を図るため、禁止区域及び禁止物件の適用除外規定を新たに設け、公共的なイベントのスポンサー付きバナー広告などの掲出ができるようにするものです。

以上が、諮問事項の説明です。

次に、関連事項として、「大規模屋外広告物について」及び「更新許可申請書の添付図書の見直し」について、ご説明させていただきます。

まず、大規模屋外広告物についてです。

景観の形成に大きな影響を及ぼす恐れのある広告物として、許可申請に先立ち、事前協議しなければならない行為の種別、対象規模及び配慮事項を定めるもので、配慮事項として、新たに「広告物は掲出位置やデザイン、色使いなどに統一感を図るように配慮する」、「できる限り隣接道路沿道への掲出は控えるとともに、必要最小限の掲出に心がける」といった項目を追加します。

変更理由としましては、屋外広告物に関する手続の一元化を図るため、旧堺市景観条例に基づき行われてきた大規模屋外広告物に係る事前協議手続を屋外広告物条例に基づく規定とし、景観に対する配慮事項を追加するものです。

次に、更新許可申請書の添付図書の見直しについてです。

3年に1回の更新申請時に必要となる添付図書を新規申請時と同様にするもので、変更理由としましては、更新申請手続に係る事務や申請者側の広告物及び申請図書の管理に関する効率化を図るため、更新申請の添付図書を新規申請と同様とするものです。

以上が、案件の説明です。

次に、「百舌鳥古墳群の緩衝地帯における都市計画素案及び屋外広告物許可基準案に関する説明会」及び「屋外広告物の許可基準（案）の見直しに関する説明会」について、ご報告させていただきます。お手元の資料では、参考資料1になります。

百舌鳥古墳群の緩衝地帯に関する説明会を1月25日から31日まで計4回開催し、参加者は合計26人でございました。また、全市対象の屋外広告物許可基準の見直しに関する説明会を1月30日、31日の計2回開催し、参加者は合計10人でございました。

説明会における主な意見としましては、「非自家用広告物について、バス停留所上屋への添加広告物と一般の広告物の取り扱いに、少し偏りがあるように感じる」、そのほかに、「守っていないところに対し厳しい指導をしてもらいたい」、「公共交通機関のラッピング広告も制限してほしい」などの意見がございました。

また、主な質問としまして、百舌鳥古墳群緩衝地帯内の自立広告の件数制限についての質問として、「自立広告は2物件以内という件数制限について、自家用7平方メートル以内の小さいものも件数に含まれるのか」といった質問があり、これに対しましては、「件数制限に含まれます」と回答しております。また、禁止区域における案内誘導看板の取り扱いについての質問として、「指定道路沿道から入り込んだ場所の案内誘導等の非自家用広告物についても、視認の有無には関係なく掲出



不可なのか」といった質問があり、これに対しましては、「沿道禁止区域内の非自家用広告物は全て掲出できません。既存不適格となる広告物に関して、一定の経過措置は設けます」と回答しております。そのほか、「除却費用の助成について考え方はあるのか」との質問があり、これに対しましては、「百舌鳥古墳群周辺地域において助成が可能であるかどうか検証しながら、研究を進めていきたいと考えています」と回答しております。

以上が説明会に関する内容です。

次に、パブリックコメントについて、ご報告させていただきます。お手元の資料では参考資料2になります。

意見募集を平成27年2月9日から3月8日まで行いまして、お二人の方から計7項目の意見・質問がございました。そのうちの主な意見等について、ご報告させていただきます。

説明会のときにも同様な意見がありました、「自立広告塔ほかの非自家用広告物の高さの基準は、地盤面からではなく、道路面から4メートルとするほうが適正と考える」に対する本市の考え方としましては、「道路面からの高さとした場合、許可申請時の添付図書や道路面の位置選定など、運用上の課題等も多いため、これまでと同様に高さの起点は地盤面から」とします。

次に、「道案内用の自立広告などを4メートル以内に規制されると、道路からは見えなくなる。大きく目立つようにするには費用補償をしてもらえるのか」に対しましては、「費用補償はありません。屋外広告物は、その地域の景観を作る重要な要素であることから、周辺の景観との調和に配慮した広告物の掲出となるよう、ご理解とご協力をお願いします」との考えです。

続いて、「指定道路沿道の禁止区域について、非自家用広告物を全面的に禁止するのではなく、案内誘導板は大きさの制限を設けて適用除外とすべき」に対しましては、「指定道路沿道の空地などへの非自家用広告物の乱立を抑制し、地域の景観を保全するために、道路端より両側100メートルの範囲を禁止区域」としています。

最後に、「第13条第3項第5号の「電車又は自動車その他移動するものの車体広告を利用する広告物」を適用除外とする条文は廃止できないか。百舌鳥古墳群周辺エリア（その外周も含めて）からラッピング車を一掃すべき」との意見に対しましては、「今回の許可基準の変更は、土地利用に応じ許可基準を設定し、地域の景観形成に向けた屋外広告物の掲出を進めようとするものです。車体広告（ラッピン

グ広告)については、その場に留まらず移動するものなので、一律に規制することは適切でないと考えており、適用除外としている」ものです。

以上が、パブリックコメントにおける主な意見と、それに対する市の考え方です。これらの意見に対する案の変更はございません。今後、今回の許可基準の変更に当たりましては、広告業団体、事業主、また、市民、地域の方々の屋外広告物許可制度へのご理解とご協力のもと、進めてまいりたいと考えております。

最後に今後の予定についてです。

本日の審議会後、5月に堺市議会へ上程し、目標として平成28年1月の施行を目指してまいります。

説明は以上でございます。

○久会長            どうもありがとうございました。今までも議論をさせていただきましたけれども、今回は諮問答申ということでございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

説明は3つまとめてやっていただきましたけれども、議決ということでございますので、これからは一つ一つお諮りをさせていただければというように思います。

それでは、まず議第1号「許可基準の変更」につきまして質疑、ご意見賜ればというように思っております。諮問書で言いますと1ページからということになりますけれども、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでございましょう。

先ほどもご説明いただきましたように、今までの議論の中と少し変わっているのが、5ページのところにあります「広告景観特別地区」という名前を変更させていただこうというご提案でございます。広告物の誘導地区ということになりますと、広告物を誘導するのかというような、作ってほしいというようなニュアンスになるというご指摘もございまして、「広告景観特別地区」という形で名前を変更させていただくというご提案でございますが、いかがでしょうか。大体、今まで議論させていただきましたので、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、お諮りをさせていただきたいと思っております。

議第1号「許可基準の変更」につきまして、原案のとおり可決するということで、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、異議なしということでございますので、原案のとおり承認という形で答申をさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして議第2号「禁止区域の変更」につきましてということでご

ございます。諮問書で言いましたら10ページ以降となりますけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。これもよろしゅうございますか。

それでは、お諮りをさせていただきたいと思います。

議第2号「許可基準の変更」につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この案件も原案のとおり承認ということで答申をさせていただきたいと思います。

続きまして、議第3号「適用除外となる広告物及びその基準」につきまして、お諮りをさせていただきたいと思います。これも質問、ご意見ございましたら、お出しただければと思いますが、いかがでございましょう。具体的には14ページの内容でございますけれども。これも、よろしゅうございますか。

それでは、これもお諮りをさせていただきたいと思います。

議第3号「適用除外となる広告物及びその基準」につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、第3号も原案のとおり承認ということで答申をさせていただきたいと思います。

それでは最後ですが、これは諮問答申案件ではございませんので、ご意見を賜ればというように思っておりますけれども、その他案件「大規模屋外広告物について等」ということで、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

従来、景観条例のほうで事前協議をさせていただいていたわけですがけれども、今まで2つの条例で別々、やっていることは整理がされていたんですけれども、根拠の条例が2つに分かれていたところをすっきりと、屋外広告物条例のほうにシフトさせるというようなことでございますが。これもよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、予定しておりました案件は以上でございますけれども、せっかくの機会でございますので、なかなか諮問案件がなければ、この屋外広告物審議会を開くことができませんので、屋外広告物に関しまして何か普段からお感じになっていること等がございましたら、ぜひとも、この機会にお出しをいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

- 大塚委員　　私は電柱広告の業界に勤めており、今回の審議会案件である許可基準の変更による緩和については、大阪府をはじめ、他の自治体と統一できたことに

より、非常に感謝しております。

現在、電柱広告業界では各自治体と連携し、海拔や避難場所を表示した公共表示付き電柱広告の設置に取り組んでおります。また、堺市さんでは大阪府と連携し、電柱広告を使った世界遺産登録に向けた百舌鳥古市古墳群のPRの協力要請があり、協議を実施しております。内容については、巻きつけ広告の一部面積を利用し、百舌鳥古市古墳群のPRをするというものでございます。

業界としては前向きに検討しておりますが、堺市道については昭和57年以降、電柱広告の新規設置については規制されており、電柱広告を利用した百舌鳥古市古墳群のPR協力の支障にもつながってきます。今回の許可基準の変更とあわせて、堺市道への掲出についてご検討いただければと思っております。

以上でございます。

○久会長           いかがでございましょうか。

今後、事務局のほうもさまざま、また具体的なルールに従って検討をお願いする中で、また先ほどの大塚委員のご意見も審議をさせていただければというふうに思っています。

ほか、いかがでしょうか。

少し、私のほうから情報提供も兼ねてですけれども、先ほど、ラッピングバスの話がございましたけれども、これもなかなか、移動する案件でございますので難しいんですけれども、私が以前かかわってきた中では、芦屋市が条例でこのラッピングバスの運行を規制しています。つきましては、阪急・阪神バスが走っているわけですけれども、配車計画で、芦屋市に走るバスはラッピングバスを配車しないというようなご協力をいただきながらやっているところでございます。

堺の場合も事業者が特定できますので、具体的には、今後、世界遺産に登録をされますと、その禁止地区の中に入ってくるバスの運行計画、配車計画をうまくバス会社さんが工夫してくださることによって規制をかけるという、上からの規制ではなくて、お互い配慮をしながらバスの運行計画を作っていただくことも可能ですので、そのあたりは、また世界遺産登録ができた暁には事業者とさまざまな打ち合わせをしていただいて、協力いただく方向で進めていくというのも一つ、可能性としてはあるのかなというように思っているところでございます。

それと、先ほどの大塚委員のご意見とも重なるのですか、ちょっと私が個人的に気になっていますが、そのラッピングバスも同じ傾向なんですけれども、事業者さんとか、あるいは行政もそうですが、お金がないので稼げる場所は広告物で稼

ごうというような雰囲気が出てきているのですが、景観的にいうと、あまりよろしくない傾向でございまして、やはり節度ある掲出の仕方というのを今後も考えていただければなと思っているところでございます。

どうしても財政面からすると、お金を調達する側からすると、出せるところには出したいという話になるんですが、やはり景観側ときちんと協議をしていただいて、掲出はやむを得ない部分もあるかと思うんですけれども、やはり今後は、特に公共の立場からすると民間を指導、助言をするという立場もありますので、ぜひとも、今後いろいろな案件が出てくるとは思いますが、慎重に対処をお願いしたいなというように思っているところでございます。

いかがでございでしょうか。どうぞ。

○藤本委員　　今、ラッピングバスの話が出ましたので、関連でお伝えしたいと思えます。

私も大阪市営交通のラッピングのバスと電車のチェッカーというか、デザインを見る役をしているのですが、同じデザインが阪急バスさんと市営交通さんを出たときにでも、指導というかお願いをしていくので、かなり綺麗な形で載っていくんですね。大阪モノレールさんが、あまりにもひどいラッピング、ちょっと目にあまるラッピングをされていたので、私がかかわっています豊中市や吹田市に「これ、何か規制できないんですか。チェックできないんですか」と話をしたところ、今、豊中市のほうで、この移動広告についてもチェックするようになっています。

しかし、私は大阪市営交通を手伝う側で、両方で見えるわけですがけれども、市営交通側からすると通るのは豊中市だけじゃないので、これがいろんな市で、行政で同じようにしていかれたら、もうたまらないと。費用面も手間面も大変だということになってるんですね。

これを突き詰めて考えていくと、やはり、私がお手伝いしているように、事業者さんご自身できちんとチェックをするなり、そして今、久先生がおっしゃったように、あるエリアの配車を工夫するなり、そういう自主的な規制が最も正しいんじゃないかというふうに、今、思うに至っています。

ぜひ堺市域でも、私も事業者さんがきちんと、そういう社内チェックを重ねられるとか、そういう仕組みを作っていただけるように、市のほうからも押し進めていただけたらというふうに思うところです。

以上です。

○久会長　　ありがとうございます。今日は広告物の関係でいろいろご意見を賜っ

てますけれども、事業者としては、やはり商売上必要な掲出というのもありますし、一方で景観側からすると、できたら出してほしくないという、全然ベクトルの違うところで話を進めていかないといけないわけですので、そのために協議という場面を用意していたり、お互いが自主的な規制の中でうまく回していただくということを、紳士協定的な、そんなやり方もあるんじゃないかというご意見かと思っております。そこはまた今後、さまざまな物件、案件が出てこようと思っておりますので、先ほどの事例紹介もしていただきましたので、事務局のほうでも検討をお願いしたいなどというように思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○松本委員        せっかくなので、2つあるんですけど、1つは今回も出てますけれども、更新の申請書となっているんですけども、申請のことについてなんですけれども、申請が非常に邪魔くさいんですね。邪魔くさいっていうのは、何回も何回も協議に行ってもようやくっていう形が、もうほとんどなんです。特に、堺市さんが邪魔くさいんですね。それは、いろんな理由があるんでしょうけれども。

私どものところにいろんな看板業者の方から「今、こういう仕事があるんですけども、これは当然、申請が必要ですよ」とって問い合わせが来るんですけども、内容を聞いたら「当然、必要ですよ」と言って、いろいろ指導するんですけど、1カ月後くらいにたまたま会ったときに「どうやった」と言うたら、「いや、もうやめた」とっていうのがほとんどなんです。「何でやめたん」と聞いたら、「いや、持って行ったら、こうや、あれや、また持って行ったら、こうや、あれや言って、結局はもう邪魔くさかったからやめました」という話がほとんどなんです。

だから、その辺、何かもうちょっとスムーズに、何かあったらいいのになど。これは、もう全国的にそうなんですけれど、そんな気がいつもしてるんですけども、業界の人間としてね。

はっきりと数値化できているやつは、いいんですね。「これはこうだから、面積オーバーしてる」というのはいいんですけども、「ちょっとこれ、どう、けばけばしくない」とか、そういうところにいつも、いろんな話になってきて長引くとか、そういうことが非常に、実際あるということを感じてます。

それから、もう一つは、ここにも説明会の意見で「厳しい指導をしていただきたい」という話も出てますけれども、これに今の話もつながるんですけども、「じゃ、やめてどうしたの」となったら、別に何もありません。未申請なんですね。

この間もNHKで、看板が落下したのやりましたね。あれでも、やっぱり3割

くらいしか申請してないんです。70%はもう未申請、無許可の看板がほとんどなんです。じゃあそれをどうするのかって、別に何もしてないわけです。その辺も、やはり行政のほうで、もっと力を入れていったらどうかなみたいには思ってるんですけども。

大事なことは、やっぱり事業主さんの意識って言いましょうか、もっともっと事業主さんのほうにそういうことを通達する、告知するというのが非常に大事じゃないかなと思うんですね。

今回の札幌落下事故で、あの後、行政から毎日のごとく封書が会社に来るんですけども、その内容は貴社でいろいろ看板をつけたところ、許可を得ているところですね。調べて点検しなさいって来るわけです。そこの地域で、私どもは看板を何件つけたって数、わからないものもあるわけですけども、それを調べて、地主さんのほうに行って、点検させてください、費用はこれだけですっていうことをしなさいと。3月30日までに報告しなさいってというのが、行政のほうから全国的に来たんです。ちょっと、それは不可能なんですよ。

それでなくて、事業者さんのほうに行って、行政のほうから「点検してくださいね」って行って、事業者さんのほうからこっちにくる分にはいいんです。やりやすいんです。ところが、行政のほうからこっちに直接来て、「自分のところで調べて、自分のところで事業者さんに説明して、点検するような方向に持って行ってください」というのが来るんです。それって、どうしていいかわからないんです。数が多過ぎて。もう不可能なんですよ。

だから、もっと京都みたいに事業主さんのほうに、もっと全部がわかっていただければ、もう事はスムーズにいくんですけども、業界の人間だけではどうしようもないというところが現実です。というのは、ちょっと感じています。

○久会長       ありがとうございます。先ほど京都のお話が出ましたけれども、京都市長が厳格に景観の誘導をしようというように呼びかけられたときに、京都市はかなり中途採用者をとったんです。その指導をするためには、人間の数が要ると。それを、市長がわかっているかということで担当課からお願いをして、かなりの人数、即戦力の方をとられたということになっています。

恐らく広告物はもっと数が多いので、今の都市計画部の方々、景観の担当だけではなかなか間に合わないというところもあって、そのあたりはかなり工夫をしていく必要があるのかなと。今、行政職員として雇うというのは、なかなか難しいので、例えば、今、違法駐車を取り締まりには指導員の方が回ってらっしゃいますが、

そういうように、広告物の指導員というものを委託でお願いをしたりとか、そんな工夫もあるのかなど。ただ、そのためには、どうしても予算がかかりますので、そこをうまく同意をとっていかないといけないと思います。

それと、先ほどの松本委員のお話は景観協議、同じ案件をやるときに同じ窓口で何度も話をしないといけないという、そういう理解でいいでしょうか。

○松本委員           1カ月から1カ月半はかかることがありますね。

○久会長           これは、実は私も堺でアドバイザーをやっていた経験もありますし、藤本先生とか、あるいは横山先生もデザインでいろいろ指導等の役割も担ってくださっているんですけども、正直言って、景観デザイン側で仕事をしている人間は、ほぼ同じ判断をします。だから、人によってぶれるということはないと思うんですね。

そこで何がトラブルになっているかという、先ほどから言っていますように、やっぱり広告物デザインのあり方と景観デザインのあり方っていうのは、そのあたりでちょっと違う観点でやってきますよね。そこのすり合わせに、やはり時間がかかるということだと思うんですね。

確かに、白黒ははっきりさせるより基準を作ってくれというお話もあるんですけども、それだと、かなり厳しい基準になりますよと。それでよければいいですが、という話をします。つまり、原則論で言ってしまいますと、わかりやすく言えば、泳ぎしろがなくなってしまうと。ここの物件の場合、あるいはここの立地条件の場合は、もうちょっと緩めてほしいなんていうことが出てくるときに、かなり厳しい基準になってくると、そのあたりに融通がきかないという部分が出てくるので、そのあたり、グレーを残しておくというのが本来の、景観の協議の役割なんですね。

これは、景観法を作るときにも国交省と何度も議論をしたんですけども、やはり今までの都市計画とか建築の基準の場合は、白黒をはっきりさせるというところまで言ってきたんですけども、景観の場合は、そう白黒はいかないというところがかなりあるので、そのあたりは協議という形でやったほうがいいんじゃないかということで、景観法の中でも、そんなきちきちの基準にはなっていないというところがありますが、そのあたりをうまく調整していかないといけない。

この前、大塚委員に呼んでいただいて、電柱広告物の業界の方にお話をさせていただく機会がありました。景観デザインからすると、こういうような観点でチェックをするので、事前に広告物をデザインするときには、こういう観点も考えながらやっていただけませんかということの、講習会みたいなものやっていくことで、



少し手間が省けるお手伝いができるのかなということ。

それから、先ほど松本委員がおっしゃっていただいたように、実は広告業界の方ってというのは、いわゆるクライアントの方から受けて仕事をしますので、そのクライアントの方、つまり事業者の方がわかっていたかかないとどうしようもないというところもありますので。そういう意味では、今日、藤原委員に来ていただいていますので、商工会議所でも事業者向けの、そういう景観デザインの講習会なんかもさせていただくことができれば、手戻りの時間というものが少し減らせていけるのかなというようには思っているところですので、またこれも、事務局といろいろと考えさせていただけるかというように思います。

関連して、何かございますでしょうか。

これ、なかなか景観デザインの事例集を作るときに難しいのは、いい事例はたくさん紹介できます。でも、いい事例というのはやっぱりお金もかかって、それなりに頑張っている事例ですよ。本当は、もっとストレートに、よくない事例を出したいんですよ。こういうことをやってたら困ります、協議の段階でもこれは絶対はねられますよというような事例集ができればいいんですけど、それはなかなか社会的な問題が生じますので出せないというところがありますので、そういうときに講習会で記録に残らないところを、「こういうのは、ちょっと困ります」と、「こういうのをこうしていただいたら、協議もスムーズにいきますよ」というような形でさせていただくのが、一番いいのかなというように思っているところでございます。

ほかの案件でも結構ですので何か、せっかくの機会ですので。どうぞ。

○横山委員　　今回で、いろんな基準が改めてできてっていう形になったかと思うんですけども、ずっと一連の話をお聞きしてますと、どうも行政が頑張ってるやりますみたいな話がすごく多くて、何度か会議でもお話させていただいたんですが、いろんなところを巻き込んで、いろんな人に助けをもらいながら堺の景観、広告に関するルールを守っていく、そういうことを作られる取組みというのを積極的にされたらどうかなと。

先ほどの業界との話、商工会議所との話っていうのも、もっと積極的に目に見える形で、やっぱりそれぞれの立場で、それぞれこの広告に関して考えていただいたり、いろんな取り決めをしていくということも大事だし、行動していただくというのは、行政側だけで頑張る限界っていうのは、目に見えているので。そうやって、みんなで分かち合って目標を達成するみたいなことを教育することに、す

ごく力を入れられたらなど。

もちろん行政だけではなくて、今日は欠席でいらっしゃいますけれど、自治会とかまちづくり団体だとか、そういうところの協力を得ながら、まずこういうことを考えることから始めようというような、そんな段階からですね。これから堺もいろんな、世界遺産を目指すとか観光で食べていきたいとか、いろんな目標があるので、逆に市民の方々にもいろいろ理解していただけるんじゃないかなと。その基本的なところも、ルールを作るだけではなくて、やっていく取組みっていうのが、やはりいいんじゃないかなというふうには思いますので、ぜひ、その辺もしっかりメニューの中に取り組んでいただければと思っています。

以上です。

- 久会長           ありがとうございます。一番の基本は、やはり市民意識というところも重要なので、市民啓発というのはちょっとおこがましいかもしれませんが、そんなこともどんどんやっていただくということと、それと、今回は特別地区というのが世界遺産がらみですけど、もっと地元発の特別地区も出てきたらうれしいなというように思うんですね。

だから、うちの地域はもう景観を整えていこう、そのためには広告物をこういうルールにしていこうということを、地元発で話し合っただけでルール化して行って、それを市が条例として認めていくというような、そんなことも、もっともってあってもいいのかなというように思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

これからも、いろんな機会で議論をさせていただきたいと思いますし、お互い協力できるところは、どんどん協力をしていっていただいて、いわゆる協働でいい広告物景観ができるようにやっていければというように思いますので、ご協力方々よろしくお願ひしたいと思います。

事務局のほうからは、その他案件ございますでしょうか。

- 司会（室谷）           特にございません。

- 久会長           それでは、以上で全ての案件を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

あと、事務局にお返ししますので、よろしくお願ひします。

- 司会（室谷）           本日は、これまでご審議いただきました内容につきまして諮問させていただきました。また、貴重なご意見も賜りまして、ありがとうございます。今後とも、よりより景観づくりを目指して取り組んでまいりますので、よろしく

お願い申し上げます。本日は、ありがとうございました。

(午前10時42分閉会)